

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案に対する修正案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第十二条の五の改正規定中「加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を」を削り、第四項を削る。

第一条のうち第十二条の六の改正規定中「前条第六項第二号」を「前条第七項第二号」に改め、同条第一号中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加える」を「改める」に改める。

第一条中第十二条の七の改正規定から第十三条第一項の改正規定まで、第十四条の改正規定及び第二十一条の二の改正規定を削る。

第一条のうち第三十三条第一項第一号の改正規定のうち第一号口中「及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十三項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項」を「（同法第八十八条第二項」に改める。

第一条のうち第三十三條第一項第五号及び第六項の改正規定中『第三十三條第一項第五号イ中』（第十二條の五第四項第二号）を「若しくは開発整備促進区（いずれも第十二條の五第五項第二号）」に改め、同條第六項』を「第三十三條第六項」に改める。

第一条中第五十八條の二の改正規定を削る。

第二条中第六十八條の三の改正規定から第六十八條の六の改正規定までを削る。

第二条のうち第八十七條の改正規定中『、及び第六十條の二第三項』を「、第六十條の二第三項及び第六十八條の三第七項」に』を削る。

第二条のうち第八十八條の改正規定中『第六十八條の三第六項』を「第六十八條の三第六項から第八項まで」に、』を削る。

第二条のうち別表第二、同表(ニ)項、同表(ハ)項及び同表(ヘ)項の改正規定中『、第四十八條』の下に「、第六十八條の三」を加え』を削り、「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第二条のうち別表第二(ロ)項の改正規定のうち第六号中「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第二条のうち別表第二(五)項及び(六)項の改正規定を次のように改める。

別表第二(五)項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表(六)項に次の一号を加える。

四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

別表第二(六)項に次の一号を加える。

七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

第二条のうち別表第二に(六)項を加える改正規定中「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第七条を削る。

第八条中第十五条の改正規定を削り、第八条を第七条とする。

附則第一条第二号中「及び第二十一条の二第二項」を削り、「、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条」を「並びに第七条」に、「及び第九条から第十一条まで」を「、第九条及び第十条」に改め、同条第三号中「、第七条中都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定」を削り、「及び第十三条」を「、第十二条及び第十七条」に改める。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第十二条の五第四項及び第十二条の十二並びに」及び「並びに第六十八条の三第七項及び第八項」を削る。

附則第三条中「（附則第九条において「旧都市計画法」という。）」を削り、「新都市計画法」を「第一条の規定による改正後の都市計画法（附則第十一条において「新都市計画法」という。）」に改める。

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条から附則第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十五条を削り、附則第十六条を附則第十四条とする。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十五条とし、附則第十九条を附則第十六条とし、附則に次の一条を加える。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第十七条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。